**保護者等への児童生徒等の引き渡しの条件**

次の状況のもとでは原則として引き渡しを実施しない。

（引き取りに来た者にも避難を呼びかけ，緊急避難を継続する）

・津波（大津波）警報が発表されている場合。

・余震や津波が続いており，二次災害の危険がある場合

・校区の交通事情が混乱しており，引き渡し後の安全な行動が困難な場合

・児童生徒本人が面識を有しない者が引き取りに来た場合

・引き取りに来た者が引き渡しカード等への記入を拒否する場合

（引き渡し後の行き先や連絡先の申告を拒否する場合）

**手順**

・緊急避難した場所周辺の状況

・地震関連情報の収集

※情報収集は，引き渡し中も継続する。新たな危険が予測される場合は，引き渡しを中止し，全員で待機，再避難する

情報収集

待機の継続

引き渡しの判断

否

可

○　緊急連絡カードの活用

○　保護者への連絡で伝えること・確認すること

①　緊急避難し無事であることの伝達

②　引き渡しの場所・時間の伝達

③　誰が，何時頃迎えにくるのかを確認

保護者への連絡

児童生徒

整列

保護者誘導

**引き渡しはすべての教員で対応する**

**学校災害対策本部は必要な役割分担を行う**

①　説明

引き渡しの手順のほか，学校から重要事項の説明をあわせて行う（要点のみ短時間で）

②　照合

引き取りに来た者の氏名や児童生徒との続柄を確認する（引き渡しカード）

③　連絡先確認

引き取り後の連絡先を確認する（引き渡しカード）

④　名簿チェック

引き渡し済みのチェックを付ける

①　説明

②　照合

③　連絡先確認

④　名簿チェック

引き渡し

状況報告・情報収集・連絡

保護者への連絡の継続，心のケア

残留児童生徒の保護